

放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年4月28日

次のとおり提案書を募集します。

広島市長 松井一實

1 業務概要

(1) 業務名

放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務

(2) 業務内容

別紙「放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は25,966,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(5) 事業担当課

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号（北庁舎別館1階）

広島市こども未来局放課後対策課

電話：082-242-2014

F A X：082-242-2018

Eメール：houkago@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。共同企業体での参加は、いずれかの構成員が(1)から(5)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(4)までの要件を満たす場合に限り認める。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

イ アに該当しない場合は、次の要件のすべてを満たしている者であること。

① 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

③ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

(5) 他自治体において、提供を求める業務と同種又は類似の業務を履行した実績を有する者であること。

4 説明書、基本仕様書等の配付方法

説明書、基本仕様書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」）

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

(1) 配付期間

公示日から令和7年5月9日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配付場所

前記1(5)の事業担当課

5 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和7年5月9日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)の事業担当課

(3) 提出方法

公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式2）及び必要な添付書類を持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 応募資格確認結果の通知

前記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、結果を応募者に書面にて通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公示日から令和7年5月9日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所

前記1(5)の事業担当課

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式 1 号）に記入の上、電子メールで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、前記1(5)事業担当課において、令和7年5月16日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出期限、提出場所等

(1) 提出期限

公示日から令和7年5月16日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 審査方法

(1) 審査

企画提案書、企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、「放課後児童クラブにおけるオンライン利用申請システム等導入運用保守業務審査委員会」が審査を行い、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として決定する。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」に基づき評価を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対する審査を終了した後、速やかに書面にて通知する。

9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約を締結する場合において、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなら

ない。ただし、保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、若しくは契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) その他詳細は、公募型プロポーザル説明書による。